

# 施設及び事業所からの 質問等に対する回答集

青森市 福祉部 介護保険課

令和7年度 介護サービス事業者等集団指導

## ◆ 回答集について

これまでに寄せられた、各施設、事業所からの質問について、問い合わせが多い事例、広く周知が必要と思われる事例などを回答集としてまとめましたのでご活用ください。

※質問する前に、この回答集に該当する質問等がないか確認していただくようお願いします。

※このQ&Aは、令和8年2月現在の法令や条例等の基準、厚生労働省通知等に基づくものです。

番号	サービス種別	区分	項目	質疑内容	回答
1	全サービス共通	運営基準	「書面揭示」について	令和7年度より「重要事項説明書」等のウェブサイトへの掲載が義務化され、事業所では「運営規程」「重要事項説明書」の2つを掲載しましたが、他事業所のホームページを見た時に「重要事項説明書」のみが掲載されているケースが多数見受けられるが、本来はどちらが正しいか。	運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項が重要事項説明書で足りる場合は、重要事項説明書のみ掲載で構いません。
2	全サービス共通	運営基準	重要事項説明時の同意方法について	重要事項の説明を行う際、利用者本人の確認をとることができず、家族に説明する場合に、書面を交付した上で家族に説明し、口頭で同意を得るだけでなく、書面への署名押印によって同意を確認する必要があるか。 また、署名押印等による書面での同意をとっていなかったことについて、法令上の問題点はあるか。	基準条例や逐条解釈において、「事業者は、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。」「当該同意については書面によって確認することが適当である。」とされていることから、同意については書面で行うことが望ましいです。 なお、同意の際の署名押印等については法令上、義務ではありませんが、一般的には署名又は記名押印、代筆など、何かしらの方法により同意を得たことが確認できるようにしておくことが望ましいです。
3	全サービス共通	届出関係	従業員の員数の変更に伴う変更届の提出について	従業者の採用や離職等により年の途中に何度か従業者数の変更があるが、運営規程に定めている人数等に変更が生じた場合、その都度変更届を提出する必要があるか。	運営規程の変更内容が従業者数の変更のみの場合、その都度提出する必要はなく、年1回(毎年4月30日まで)の届出で構いません。 なお、管理者や訪問介護のサービス提供責任者の変更など、届出の内容が厚生労働省令で定める事項の変更を含む場合は、その都度届出が必要となりますのでご注意ください。
4	全サービス共通	届出関係	重要事項説明書の変更について	重要事項説明書に変更があった場合、市への届出は必要か。	運営規程の内容に変更が生じた場合は、届出が必要ですが、重要事項説明書のみの変更の場合は届出は不要です。 なお、変更した際は運営規程と重要事項説明書の整合性等について必ず確認してください。
5	全サービス共通	人員基準	職員の兼務について	兼務可能な職種であって、兼務する事業所が3以上となることは人員基準上問題ないか。	人員基準上、兼務可能な事業所数などの制限はありませんが、それぞれの業務に支障なく、利用者に対し適切なサービスを提供できることが兼務の要件となります。 このことから、事業所ごとに従業者の勤務体制(日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者の兼務等)を明確に定めた上で、従業者を兼務させる場合は、業務に支障がないか適切に判断してください。
6	全サービス共通	運営基準	業務継続計画に向けた取組の強化について	業務継続計画に基づく研修及び訓練の実施回数について、入所系、居住系は年2回とありますが、感染症、災害合わせて2回、感染症、災害それぞれ2回のどちらの解釈となるのか。	入所系、居住系は、感染症、災害、各々年2回以上で、通所系、訪問系は、感染症、災害、各々年1回以上実施する必要があります。 なお、災害の業務継続計画に係る訓練と非常災害対策に係る訓練を一体的に実施することや、感染症の業務継続計画に係る研修や訓練と感染症の予防及びまん延の防止のための研修や訓練を一体的に実施するなど、研修計画等により工夫して実施することも可能です。
7	全サービス共通	運営基準	利用者(入居者)との契約解除及び解約後の書類保管について	退去等により契約解除となった際、一部記録については2年間保管する必要があるが、これまで紙媒体で保管している記録を電子データ(PDF等)として保管し、紙媒体の原本を破棄することは問題ないか。	「作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令(条例等)の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(一部規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。」とされていることから可能と考えられます。 なお、その他法令の遵守はもちろんですが、個人情報の取り扱いにも注意する必要がありますので、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を遵守してください。
8	訪問系サービス共通	運営基準	実施地域内の交通費の受領について	利用者宅に訪問する際に、やむを得ず有料道路や有料駐車場を使用しなければならない場合に、その料金を利用者から徴収してよいか。	事業所が定める通常の事業の実施地域内の交通費(有料道路や有料駐車場料金を含む)については、介護報酬に包括されていることから、利用者から交通費を徴収することはできません。 なお、通常の事業の実施地域外の場合は、運営規程や重要事項説明書にその旨規定し、説明、同意を得ることで、それに要した交通費の額の支払いを利用者から徴収することは可能です。

番号	サービス種別	区分	項目	質疑内容	回答
9	訪問介護	運営基準	サービス提供記録の確認方法等について	サービス提供記録の確認にあたり、 ①利用者から署名をいただく際に、著しい認知機能低下等により自筆困難な利用者である場合、本人・家族の同意を得て、スタッフが代筆することは可能か。 ②提供の際に、利用者からサービス提供記録に押印をいただいているが、提供の都度ではなくあらかじめ押印をいただいてもよいのか。 ③同意に当たって押印は不要か。署名(サイン)のみでもよいのか。	基準条例では「具体的なサービス内容を記録すること」、「利用者からの申し出があった場合、文書の交付その他適切な方法によりその情報を当該利用者に対して提供しなければならない」とされています。 ①確認同意等の際の代筆に関しては規定していないため、スタッフの代筆でも可能ですが、トラブル防止のため、代筆署名が必要な理由、誰が代筆したか、本人、家族からの同意を得る方法を明確にし、記録・保存しておくことが望ましいです。 ②基準上はサービス提供記録への押印等の規定はありませんが、サービス提供記録へ押印する目的が、提供内容の確認等であれば、サービス提供後に対応することが望ましいと思われれます。 なお、サービス提供記録は、利用者からの申し出があった場合に、文書の交付やその他適切な方法で提供しなければならないため、トラブル防止等のため、適切な方法により対応してください。 ③必ずしも押印である必要はなく、利用者やその家族との話し合いのうえ、自署としても構いません。
10	通所介護、地域密着型通所介護	人員基準	通所介護事業所における職員の兼務配置に関する確認について	はり師又はきゅう師免許を有する者(鍼灸師)を機能訓練指導員及び介護職員の兼務として配置することは可能か。	はり師又はきゅう師を機能訓練指導員とする場合、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の機能訓練指導員が配置されている事業所において、6月以上の実務経験(機能訓練指導に従事した経験)を積むことが前提となっているため、これまで介護サービス事業所(通所介護など)において、機能訓練指導に従事した経験(期間)を確認した上で配置してください。 機能訓練指導員として配置できる場合は、介護職員との兼務は可能です。
11	通所介護、地域密着型通所介護	人員基準	職員(管理者)の兼務について	通所介護の管理者兼介護職員が、同法人が運営する訪問介護事業所の訪問介護員を兼務することは可能か。	管理者は、常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事しなければなりません。同一事業所の通所介護従業者の職務への従事は、業務に支障がない場合に限り兼務することは可能です。 ご質問の他事業所の訪問介護員を兼務する場合ですが、訪問介護サービスの提供中に、通所介護事業所で事故等が発生した際、通所介護事業所の管理者として、自身が速やかに事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制であり、管理業務に支障があると考えられますので、この場合、通所介護の管理者と他事業所の訪問介護員との兼務は認められません。
12	通所介護、地域密着型通所介護	運営基準	デイサービスにおける体験(保険外利用)について	通所介護事業所において1日体験会(保険外サービス)を実施することは可能か。	通所介護の利用者と保険外サービスの利用者に対して、一体的にサービスを提供する場合は、「①同時一体的に利用する通所介護の利用者と保険外サービスの利用者の合計数に対し、通所介護事業所の人員基準を満たすように職員が配置され」、かつ、「②通所介護の利用者と保険外サービスの利用者の合計数が通所介護事業所の利用定員を超えないよう基準を遵守」したうえで、具体的な体験内容につきまして、事業所において決定してください。 詳細は、「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせる場合の取扱いについて(平成30年9月28日、介護保険最新情報Vol.678)」を参考に対応してください。
13	通所介護、地域密着型通所介護	運営基準	定員超過について	地域密着型通所介護事業所において、定員超過した際の減算について確認したい。	定員については、地域密着型通所介護の月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超えた場合、減算となります。 定員超過利用が2か月以上継続すると、特別な事情がある場合を除き、指定が取り消されることがありますので、定員の管理にご留意ください。 なお、地域密着型通所介護と第一号通所事業が一体的に行われている事業所にあつては、地域密着型通所介護の利用者と第一号通所事業の利用者との合算により利用定員を定めるものです。 従って、例えば利用定員が20人の事業所にあつては、通所介護の利用者と第一号通所事業の利用者の合計が月平均で20人を超えた場合に、地域密着型通所介護事業と第一号通所事業それぞれについて定員超過減算が適用されます。
14	通所介護、地域密着型通所介護	運営基準	臨時営業(サービス提供曜日の一時変更)について	通常は営業日となっている日を、社内研修を行うため臨時休業とし、別の日に代替営業により実施することは可能か。 また、その場合、介護報酬請求上問題がないか。	一時的な営業時間の変更は可能ですが、利用者の給付管理を担当する介護支援専門員に適宜報告する必要があるほか、以下について留意願います。 ・代替営業する日が休業日にあたる場合であっても従業員等を通常通り配置する必要があること。 ・通常の営業日を代替日とする場合は、定員超過とならないよう確認すること。 ・人員基準を満たさない場合などは、減算となる場合があること。
15	通所介護、地域密着型通所介護	介護給付費・加算	看護職員の配置基準について	①専従の看護職員が公休を取得する場合、他事業所に所属する看護職員を兼務辞令により、勤務可能な体制としているが、双方の看護職員が公休や病休などで不在となった場合、1日または短時間の不在は人員基準上問題はないか。 ②看護職員双方が不在となる場合、医療処置(褥瘡の処置等)については、一時的に他事業所の看護職員が対応することは可能か。	①減算にならないが、やむを得ず休む場合など想定して、更に別の看護職員の兼務辞令等の対応をするか、訪問看護ステーションなどと連携の体制を整えておく必要があります。 ②訪問看護ステーションなどとの連携により看護職員を確保することが可能であるため、その体制を整備して対応することは可能です。

番号	サービス種別	区分	項目	質疑内容	回答
16	居宅介護支援	人員基準	介護支援専門員の常勤の取扱いについて	常勤の介護支援専門員が、月の中旬から翌月中旬まで入院のため約1か月程度有給休暇等を取った場合、当該介護支援専門員を常勤として取り扱うことは可能か。	常勤として扱えるかどうかは、有給休暇の期間が暦月で1か月を超えるか否かによって判断されます。 厚生労働省の通知によると、常勤職員が有給休暇を取得している場合、その期間が暦月で1か月を超えない限り、常勤として勤務したものとみなされ、常勤換算に含めることができますとされています。 (出典:厚生労働省「全国介護保険担当課長会議資料(平成13年9月28日)」) <a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kaigi/010928/siryoy2-2.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kaigi/010928/siryoy2-2.html</a>  したがって、入院期間が1か月であっても、それぞれの月の休暇期間が暦月で1か月以内であれば、その職員を常勤として扱うことが可能です。 (例として、7月15日から8月15日まで入院のため休暇、7月1日から7月14日まで及び8月16日以降は勤務した場合は、7、8月ともに常勤として取り扱ってよい。)  なお、人員基準上は常勤であっても、介護報酬については減算等が適用される場合がありますので、モニタリング未実施による運営基準減算にならないようにすることや、利用者支援や居宅サービス事業所との連携等について対応する必要があります。
17	居宅介護支援	運営基準	パンフレットへの居宅介護支援事業所の内容を掲載することについて	法人で複数の介護サービスを展開しており、広く周知するためパンフレットを作成しているが、その中に居宅介護支援事業所の内容を掲載することは問題ないか。	法人が作成するパンフレット等に居宅介護支援事業を掲載すること自体は問題ないと考えますが、「厚生労働省通知(平成11年9月14日)指定居宅介護支援事業者等の事業の公正中立な実施について」によると、「指定居宅介護支援事業者の広告」同一系列事業体のサービス営業活動を併せて行うことは、指定基準における特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等の禁止、居宅サービス事業者のサービス内容等の情報の適正な情報の規定に違反する恐れがあり認められない。」とされています。 このことから、居宅介護支援事業所が当該パンフレットを使用することは、当該法人の他の施設等を紹介することに当たするため、パンフレットを使用することはできないと考えられますので、これらを踏まえ、適切な対応をお願いします。
18	居宅介護支援	介護給付費・加算	主任介護支援専門員配置に関する猶予措置および特定事業所加算算定の可否について	当事業所の管理者は令和3年3月31日時点から継続して在任しているため、「主任介護支援専門員配置要件に係る経過措置(猶予措置)」により、主任介護支援専門員ではないが、この猶予措置を踏まえたうえで、当事業所が特定事業所加算(Ⅲ)を算定することは可能か。	令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予することとしていますが、特定事業所加算の算定に当たっては、常勤の主任介護支援専門員の配置が要件となっていますので、加算の算定はできません。
19	(地域密着型)介護老人福祉施設・短期入所生活介護	介護給付費・加算	看護体制加算について	看護体制加算の要件である24時間連絡できる体制に関して、病院や診療所、訪問看護ステーションに該当しない民間事業者が運営している事業所の看護職員によるオンコール代行は要件に該当するか。	(地域密着型)介護老人福祉施設の看護体制加算Ⅱや短期入所生活介護の看護体制加算Ⅱ、Ⅳ等の要件において、施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携によりと明記されていることから、当該民間事業者は、加算の要件には合致しないものと考えます。
20	(地域密着型)介護老人福祉施設	運営基準	受診の付き添い等の費用について	(地域密着型)介護老人福祉施設や短期入所生活介護における入所者の病院受診の付き添い時の費用の算定について、 ①30分や1時間単位での付き添い費用を算定できるか。 ②タクシー等を利用した場合、入所者から料金(実費分)をいただくことは可能か。 ③受診の送迎費(車代)は算定できるか。	青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、施設及び運営に関する基準等を定める条例第167条において、「指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、健康保持のための適切な措置を採らなければならない。」とされており、また、青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第161条においても、「指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。」とされています。 このことから、質問の①～③についてはサービスに含まれるとの解釈であり、また、通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月3日老企第54号)の具体的範囲に含まれないことから、通院にかかる交通費及び付き添いに係る人件費等を利用者から徴収することはできません。
21	介護老人保健施設	人員基準	ユニット型介護老人保健施設の夜勤職員について	夜勤の看護職員を協力医療機関に依頼することは可能か。	夜勤における看護職員の配置については、施設の職員である必要があるため、協力医療機関の看護職員は施設の夜勤へ従事する職員に含めることはできません。 なお、協力医療機関が当該施設と同法人(又は関連法人)である場合などは、協力医療機関の看護職員を辞令等により施設との兼務職員(非常勤)とすることで、夜勤従事者へ含めることは可能です。
22	小規模多機能居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護	運営基準	宿泊費の割引について	事業所の宿泊サービスの利用者で生保受給者や生活困窮者を対象に宿泊料を割引くことは可能か。	宿泊費の割引については、国等においても特段ルールを定めていないことから、事業所の判断になりますが、宿泊費を割引(減免)する場合、その対象者(例:生活保護受給者、市町村民税非課税世帯の生活困窮者など)、割引率(減免額)、及び適用するための手続きを、事業所の運営規程に明確に記載すること、重要事項説明書を通じて、利用者又は家族に事前に十分に説明し、同意を得ておく必要があります。 そのほか、特定の利用者に対してのみ割引を行う場合、他の利用者(特に同程度の経済状況にある方)との公平性の観点から、合理的な説明ができるようにしておく必要があり、減免の基準は、例えば、「生活保護受給者証」や「市町村発行の非課税証明書」などを確認するなど、客観的かつ合理的なものにすべきと考えます。

番号	サービス種別	区分	項目	質疑内容	回答
23	(地域密着型)特定施設入居者生活介護	介護給付費・加算	夜勤看護体制加算について	夜勤看護体制加算Ⅱを算定しているが、常勤の看護師がコロナウイルス感染症に罹患し休みとなり、その間、非常勤のパート看護師が勤務した場合、当該加算を算定しても問題ないか。	基準においては、「常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めること」としていますが、常勤の看護職員が新型コロナウイルス感染症により休暇となった場合、短期間でかつ他の看護師や看護に係る責任者を配置し従来どおり対応していれば、加算を算定することは可能です。 なお、長期的な休暇の場合は取扱いが変わってきますのでご注意ください。
24	認知症対応型共同生活介護	運営基準	寝具リース代について	グループホームの入居者の寝具をリースする場合、リース代を徴収していいか。	入居者の希望によりリースする場合には、実費分を徴収することは可能ですが、全ての入居者に一律に提供し、徴収することは認められません。
25	認知症対応型共同生活介護	介護給付費・加算	口腔衛生管理体制加算に係る技術的助言及び指導について	口腔衛生管理体制加算の歯科医師又は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、職員に口腔ケアに係る助言・指導を行うとあるが、利用者が歯科受診に行った日に事業所職員が当該医師から助言・指導を受けた場合でも算定可能か。	口腔ケアに係る技術的助言及び指導とは、受診時の個別の助言・指導ではなく、事業所における技術的助言及び指導のことをいうことから、歯科受診の際の助言・指導では、加算の算定はできません。
26	認知症対応型通所介護	運営基準	認知症の判断について	認知症の診断書がなくても、認知症とわかる書類があればよいとのことだが、運営指導の際に、ケアマネのアセスメント内の記載でもよいとの話があった。 家族やケアマネが認知症と判断し、アセスメントに記載されているものでよいか。 また、どのような書類でどのような内容が書かれていれば正式に認められるものなのか。	対象者が認知症であることの確認については、 ① 医師による診断書 ② その他医師が診断したことが明確である医療機関等から受領した主治医意見書等の書面 ③ 認知症対応型通所介護事業所の管理者等が主治医等と面談し、利用予定者の症状等について確認した旨(日付、医療機関名称、医師氏名、確認した内容、聞き取りをした職員氏名)を記録したもの ④ 医師の診断書等の画一的な取り扱いで確認を求めるものではないが、サービス担当者会議や介護支援専門員のアセスメント等において、利用者にとっての認知症対応型通所介護サービスの必要性及び利用目的を十分に検討・確認した結果、当該サービスを利用する必要性があると判断のいずれかの方法が考えられます。 なお、認知症の判断は、客観的な判断によるものでなければならぬため、家族による判断が当該サービスを利用できる判断にはなりません。
27	有料老人ホーム	事業の運営	運営懇談会について	運営懇談会で報告すべき事項の「管理費や食費、その他の入居者が支払う金銭に関する収支等の内容」について、どの程度の内容を提示すべきか。	具体的に明示しているものはないため、施設で提示する内容を決めていただいて構いません。 他の施設では、家賃、管理費、食費などの収入と光熱費、人件費、などの支出費用の表をわかりやすく作成していることが多いです。 なお、運営懇談会等で入居者やその家族から意見等があれば、その都度、提示する内容等を検討してみてください。
28	有料老人ホーム	事業の運営	栄養士の配置	食事は調理済みの食材を業者から購入し、湯煎したものを入居者に提供しているが、栄養士の配置は必須なのか。また、嗜好調査なども栄養士がやらなければならないのか。	①当該業者の栄養士が献立を作成していることを確認した上で、食材を購入し、入居者へ食事を提供しているのであれば、必ずしも栄養士を配置する必要はありません。 ②施設において嗜好調査を行った際には、食材を購入している業者の栄養士へ嗜好調査の結果を情報提供し、当該栄養士が献立に反映させるなどの工夫が必要となります。